補償金の請求手続きについて

- 請求書の様式は厚生労働省のホームページに掲載しているほか、ご連絡をいただければ個別に郵送いたします。
- 請求手続きについて、詳しくは、厚生労働省のホームページに掲載している「ハンセン病元患者家族に対する補償金Q＆A」を参照ください。
- 請求書は、厚生労働省補償金担当窓口に郵送してください。
- 請求期限は、**令和11年（2029年）11月21日**までです。

- ご相談いただいた方の個人情報を守るため、プライバシーには特に配慮した対応を行っています。

厚生労働省補償金担当窓口

請求書の提出や請求に関するご相談については、厚生労働省（健康・生活衛生局難病対策課ハンセン病元患者家族補償金支給業務室）の下記窓口までご連絡ください。

03-3595-2262

10：00 ～ 16：00
（月曜日から金曜日。祝日、年末年始を除く。）

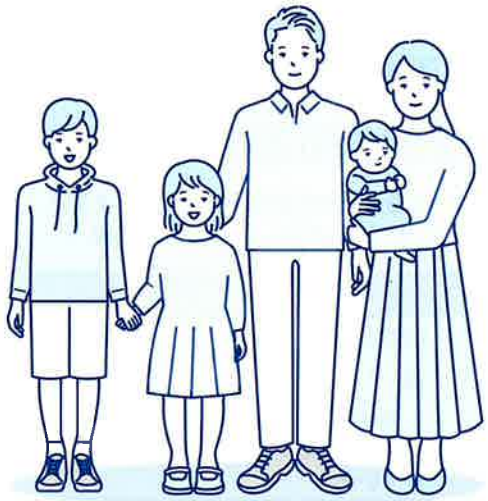
100-8916
東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省
健康・生活衛生局補償金担当宛て

hoshoukin@mhlw.go.jp

詳しくは、厚生労働省ホームページをご確認ください。➡

ハンセン病元患者のご家族のみなさまへ

ご家族への「補償金」があることをご存じですか？



～補償金の支給制度・請求手続きについて～

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ハンセン病元患者のご家族のみなさまへのお知らせ
～補償金の支給制度について～

国のハンセン病元患者の方々に対する隔離政策により、元患者の方々だけでなく、ご家族のみなさまに対しても、社会からとても厳しい偏見や差別がありました。この厳然たる事実を深刻に受け止め、ご家族のみなさまが長年にわたり強いられてきた多大の苦痛と苦難に対し、政府として深く反省し、改めて心からお詫び申し上げます。

この補償金は、そのような元患者のご家族のみなさまのための制度です。

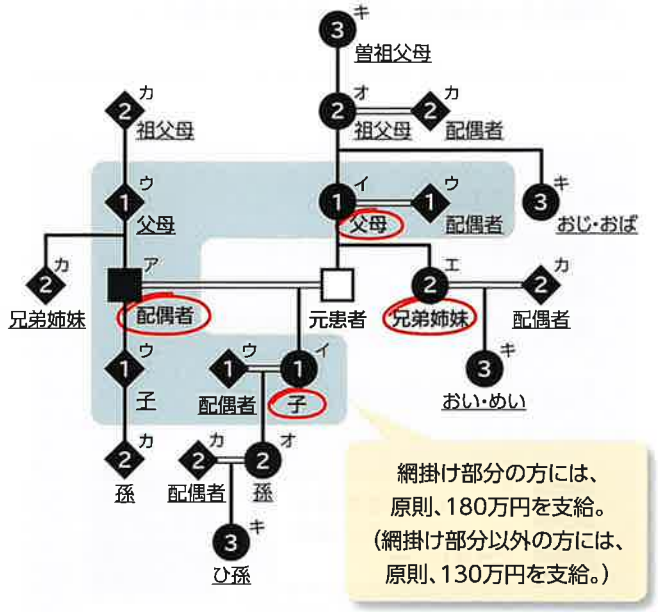
補償金の支給対象となる方及び補償金の額について

平成８年（1996年）３月31日までの間（らい予防法が廃止されるまでの間）にハンセン病の発病歴（※１）・国内等居住歴（※２）のある方と次のア～キの関係にあったことがある方（※３）であって、現在、生存されている方が対象となります。
なお、「配偶者」には、事実婚の配偶者も含みます。

補償金　180万円 又は130万円

補償金の対象となるのは右図の親族関係にある方
（　）印以外の方は同居していたことが必要

	対象者	補償金の額
ア	配偶者	180万円
イ	親、子	
ウ	１親等の姻族等（※4）であって、ハンセン病歴のある方と同居（※５）していた方	
エ	兄弟姉妹	130万円
オ	祖父母・孫であって、ハンセン病歴のある方と同居（※５）していた方	
カ	２親等の姻族等（※６）であって、ハンセン病歴のある方と同居（※５）していた方	
キ	曾祖父母・ひ孫・おじ・おば・おい・めいであって、ハンセン病歴のある方と同居（※５）していた方	



※１　ハンセン病療養所への入所歴の有無やハンセン病が治癒した時期は問いません。ただし、台湾、朝鮮等の本邦以外の地域に居住しており、日本に居住したことのない場合には、昭和20年（1945年）８月15日までにハンセン病を発病した方に限ります。

※２　昭和20年（1945年）８月15日までの台湾、朝鮮等の本邦以外の地域を含みます。

※３　ハンセン病歴のある方のハンセン病の発病（発病時にハンセン病歴がある方が国内等に居住していなかった場合は、当該者が国内等に住所を有するに至った時）から平成８年（1996年）３月31日まで（台湾、朝鮮等の本邦以外の地域に居住しており、日本に居住したことのない場合は、昭和20年（1945年）８月15日まで）の間に当該ハンセン病歴のある方とア～キの関係にあったことがあり、当該関係があった期間に国内等居住歴（※２）がある方が対象です。

※４　１親等の姻族等には、親・子の配偶者及び配偶者の親・子が含まれます。

※５　「同居」とは、発病から平成８年（1996年）３月31日までの間に日本において（日本に居住したことのない場合には、昭和20年（1945年）８月15日までの間に台湾、朝鮮等の本邦以外の地域において）生活の本拠を同一にしていたことを意味し、休暇時の帰省等の一時的な滞在は含みません。

※６　２親等の姻族等には、祖父母・兄弟姉妹・孫の配偶者及び配偶者の祖父母・兄弟姉妹・孫が含まれます。